

認知症による財産凍結トラブル・相続対策がご心配な方へ…！

相続・家族信託 勉強会

参加無料！ 何もしないと…
こんな「認知症による財産凍結」や「争族トラブル」に!?

- ・銀行口座が凍結し、介護・生活費用が足りなくなる
- ・自宅や収益不動産が凍結し、管理や修繕、売却ができない!
- ・遺産の分け方や、相続税の負担方法で家族がバラバラに…!



日時

1月15日(土)

セミナー

10:00~11:30 (受付 09:45~)



いざ「生前対策」といっても、何から始めたらいいのか、なかなかわからないものです。
まずは生前対策を行う際に考えるべきことを、
専門家が丁寧にお伝えしていきます。

会場

RUST 司法書士法人トラスト

〒950-0922 新潟市中央区山ニツ五丁目2番25号

先着順で**限定6名様**になります。お早めにお申し込みください。

お問合せ先

☎ 025-287-1172

詳細は裏面へ

※ お席に限りがございますので **事前のご予約** をお願いいたします

セミナー&相談会では…相続、家族信託の

当日TOPIC 実績豊富な専門家がお話しします!

認知症になったときに何が起きる?
資産凍結のリスクとは!

認知症とお金のトラブルを防ぐ!
「元気な今」だからすべきこと

どんな対策があるの?
家族信託・遺言・後見制度について

当事務所で実際にあった
認知症とお金のトラブル解決事例

講師のご紹介



司法書士 関 武

認知症になると、不動産や預貯金などの財産が「凍結」されるリスクがあることを、皆様はご存知でしょうか?

人生100年時代を迎えた今日、高齢者の4人に1人が認知症又はその予備軍とされています。「認知症」は誰にでも起こりうるリスクなのです。

- 認知症になっても自分らしい財産の管理・運用・処分を続けたい
- 自分のためだけでなく家族のためにその財産を生かしたい

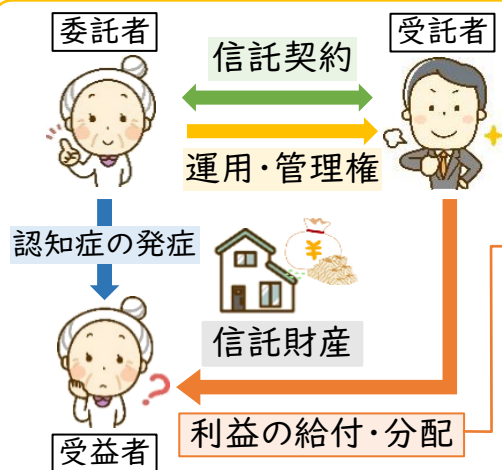
家族信託はその願いを叶える新しい財産管理の方法です。

最後まで自分らしく生きるために…。私は「家族信託」をお勧め致します。

皆様のご来場をお待ちしております!



テレビや新聞でも、話題の「家族信託」とは!?



こんな「安心」が実現できます!

- ◎ 自宅を売却・賃貸し母親の介護費用や生活費に充てる!
- ◎ 自宅をリフォームして在宅介護ができるようにする!
- ◎ 預貯金を管理し、母親の生活に必要な費用をまかなう!

当事務所のご紹介

お問合せ・お申込みは

025-287-1172

家族信託の専門サイトを
運営しています!



新潟家族信託相談室

事務所名	司法書士法人トラスト
代表社員	関 武
住所	〒950-0922 新潟県新潟市中央区山二ツ5丁目2番25号
TEL	025-287-1172